

信条及び宗教上等の理由による輸血拒否に対する基本方針

【基本方針】

松江市立病院（以下、「当院」という。）では、信条及び宗教上等の理由により輸血の拒否に関しては『相対的無輸血』（注1）を基本方針として治療を行います。

『絶対的無輸血』（注2）に基づいた治療は行いません。

【患者さん・ご家族の皆様へ】

●信条及び宗教上等の理由により輸血を拒否する患者さんの意思は尊重しますが、生命を救うため輸血が必要である場合、その必要性と輸血を行わない場合の危険性を十分説明します。

●医療行為（治療・手術等）における輸血の必要性について説明を聞いたうえでも、なお『絶対的無輸血』を希望される場合には、他の医療機関での治療をお勧めします。

●緊急搬送や入院中の症状の急変などの場合には、救命を最優先とし、輸血が必要と医師が判断した場合には、患者さんやご家族からの同意が得られなくとも、当院の基本方針に則り『相対的無輸血』による治療を行います。

●輸血を拒否される患者さんやご家族から提示される「免責証明書」等の、絶対的無輸血治療に同意する文書には署名・受理はしませんのでご理解下さい。

以上の方針は、患者さんの意識の有無、成人と未成年の別にかかわらず適用します。

(注1)『相対的無輸血』

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った場合には輸血を行うという立場・考え方です。

(注2)『絶対的無輸血』

患者さんの意思を尊重して、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方です。

松江市立病院 病院長

(令和8年1月)